

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一項ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第三中 「

兵庫	市立小野市民病院	0.0405	0.0151
----	----------	--------	--------

」を「

(削除)

」
「

(削除)	(削除)	(削除)
------	------	------

」に、「

兵庫	三木市立三木市民病院
----	------------

」
「

0.0642	0.0181
--------	--------

」を「

兵庫	北播磨総合医療センター	0.0563	0.0189
----	-------------	--------	--------

」に
改める。